

# 令和8年度石川県電気自動車等購入促進事業費補助金 実施要領

## 第1 目的

この要領は、石川県（以下「県」という。）が、運輸部門における二酸化炭素の削減を図るため、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及を促進するために行う「石川県電気自動車等購入促進事業」の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

## 第2 本事業の概要

県は、電気自動車等を購入又はリース契約（以下「購入等」という。）する者に対し、当該車両及び電気自動車等の充電に必要な住宅用充電設備（以下「充電設備」という。）の導入に要する経費の一部を補助する。

## 第3 補助事業の要件

- 1 石川県電気自動車等購入促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）のうち電気自動車等の購入等に係る補助を受けようとする場合は次の要件を全て満たすものとする。
  - (1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが経済産業省の補助を受けて実施する、電気自動車等の導入に要した経費の一部を助成する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「国自動車補助金」という。）の交付を受けていること。
  - (2) エコファミリーに登録すること（第4の1（1）の者に限る）。
  - (3) 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車にあつては、自動車検査証に記載された「使用の本拠の位置」又は自動車保管場所証明書（車庫証明書）に記載された「自動車の保管場所の位置」に、太陽光発電設備が設置されていること若しくは自営線で接続されていること又は再生可能エネルギー100%の電力メニューを契約し供給されていること。また、第12の1で定める処分制限期間の間、継続して再生可能エネルギーを導入すること。
- 2 本補助金のうち充電設備の設置に係る補助を受けようとする場合は次の要件を全て満たすものとする。
  - (1) 一般社団法人次世代自動車振興センターが経済産業省の補助を受けて実施する、充電設備の導入に要した経費の一部を助成する「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てん設備等導入促進補助金」（以下「国充電設備補助金」という。）の交付を受けていないこと。
  - (2) エコファミリーに登録すること。

## 第4 補助対象者

- 1 本補助金のうち、電気自動車等の購入等に係る補助を受ける者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 県内に住所を有する個人
  - (2) 県内に事業所、事務所等を有する法人
- 2 補助対象者のうち、第4の1（1）の者は、電気自動車等の購入等に係る補助に加え、充電設備の導入に係る補助も受けられるものとする。
- 3 補助対象者は、次に掲げる各号の全てを満たす者とする。
  - (1) 国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人ではないこと。
  - (2) 補助金の交付先として社会通念上適切であると認められること。

(3) 補助対象車両の登録時において、全ての県税に未納がないこと。

## 第5 補助対象車両の要件

補助対象車両は、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものとする。

- (1) 国自動車補助金の対象車両のうち、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車の区分に該当する車両であること。ただし、超小型モビリティ、ミニカー及び側車付二輪自動車・原動機付自転車の区分に該当する車両は除く。
- (2) 令和8年4月1日以降に国自動車補助金の交付決定を受けた車両であること。
- (3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に記載された「使用の本拠の位置」及び「所有者の住所」が石川県内にあること。ただし、所有権留保付ローンによる購入又はリース契約の場合にあっては、「使用者の住所」が石川県内にあること。
- (4) 自動車検査証の「自家用・事業用別」が自家用であること。
- (5) 自動車販売事業者が販売促進活動（展示、試乗等）に使用する車両ではないこと。
- (6) 補助対象者の自社製品又は関係会社からの調達ではないこと。
- (7) 自動車販売事業者への購入代金全額の支払いが完了しているもの又は全額支払いの手続きが完了しているもの（注）。ただし、手形を除く。

（注）「全額支払い手続きの完了」とは、割賦、ローン、クレジット等の支払方法を利用することにより、代金全額の支払い方法が合意済みであることを証明できることをいう。

## 第6 補助対象充電設備の要件

補助対象充電設備は、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものとする。

- (1) 補助対象車両の購入等に係る契約を結んだ日以降かつ本補助金の申請日以前に充電設備を設置すること。
- (2) 設置された日において、国充電設備補助金の対象となる充電設備であること。
- (3) 県内の既存戸建住宅に設置すること。
- (4) 未使用であること。

## 第7 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 電気自動車等本体の購入等に要する費用
- (2) 充電設備購入費
- (3) 充電設備設置工事費（付帯設備工事費その他設置に係る費用を含む。）

## 第8 補助金額

本補助金の額は、購入等する車両、設置する充電設備に応じ、それぞれ下記のとおりとする。

種類	補助金額
電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	15万円
燃料電池自動車	30万円
充電設備	2万5千円

※ 充電設備の設置に要する経費が2万5千円に満たない場合は、その事業で支出した費用を補助する（千円未満は切り捨て）。

## 第9 申請方法等

### 1 申請書類

#### (1) 電気自動車等の購入等に係る補助を受ける場合

①	補助金交付申請（実績報告）書（様式第1号）
②	国自動車補助金の交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書（写し）
③	補助対象車両の自動車検査証（写し）
④	自動車検査証記録事項（写し）
⑤※1	免許証、住民票、印鑑登録証明書、マイナンバーカード（表面）のいずれか（写し）
⑥※2	商業登記簿の全部事項証明書（履歴事項証明書又は現在事項証明書）（写し）
⑦※3	再生可能エネルギーの導入が確認できる書類（写し） 【太陽光発電設備が設置されている又は自営線で接続されている場合】 太陽光発電設備の設置状況及び設置場所が確認できる書類 ※工事請負契約書及び完工証明書、再生可能エネルギーの買取契約を証明する書類など 【再生可能エネルギー100%の電力を契約し供給されている場合】 契約メニューの名称、提供事業者、契約者、供給している住所が確認できる書類 ※契約書、契約内容のお知らせなど
⑧	債権者登録申出書
⑨	通帳又はキャッシュカード（写し）
⑩※4	リース契約書（写し）
⑪	その他知事が必要と認める書類

※1 個人の場合

※2 法人の場合

※3 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車に係る申請の場合（県の住宅向け太陽光発電設備普及促進事業費補助金を受けた場合は不要）

※4 リース契約の場合

#### (2) 充電設備の設置に係る補助を受ける場合

①	補助金交付申請（実績報告）書（様式第1号）
②	充電設備の設置費用及び費用を支払った事実が分かる書類（写し） ※領収書
③	充電設備の型式が分かる書類（写し） ※保証書、出荷証明書など
④	その他知事が必要と認める書類

### 2 申請方法

申請書類は県に提出する。

また、充電設備の設置に係る補助申請を行う場合、電気自動車等の購入に係る補助申請と同時に申請とする。ただし、やむを得ない理由により同時申請できない場合には、あらかじめ知事と協議し、その指示に従うものとする。

【提出先】〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地  
石川県生活環境部カーボンニュートラル推進課

### 3 受付期間

令和8年4月1日（水）～令和9年1月29日（金） ※必着

## 第10 交付決定

県は、交付申請書等の提出があった場合において、その内容を審査した上で、その交付申請書等の内容が本補助金交付の要件に適合すると認めたときは、交付の決定及び交付すべき額を確定し、当該補助

対象者に通知するものとする。

### 第 11 補助金の請求

交付決定の通知を受けた補助対象者が本補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

### 第 12 処分の制限

#### 1 処分制限期間

区分・種類			処分制限期間
自家用車両 (※1)	乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車のもの。	4年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの。	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの。	4年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	4年
貸自動車業用車両 (※2)	乗用車	総排気量2ℓ超のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの。	4年
		総排気量2ℓ以下のもの。総排気量がないものは、道路運送車両法の自動車の種別が小型自動車のもの。	3年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの。	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が、普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの。	3年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	3年
充電コンセント			3年
充電コンセントを除く充電設備			5年

※1 自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両。

※2 貸自動車業用車両とは、いわゆるレンタカー用車両。リース用車両ではない。

#### 2 財産処分に係る承認申請

上記の処分制限期間内に補助対象車両及び充電設備を補助金交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

### 第 13 再生可能エネルギーの廃止の制限

第12の1で定める処分制限期間内に、導入済みの再生可能エネルギーが第3の1(3)の要件を満たさなくなったときは、再生可能エネルギー廃止届出書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

### 第 14 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。